## (審査案件第87号)

## 答 申

## 第1 審査会の結論

長野県知事が行った公文書一部公開決定は妥当ではなく、その決定において非公開とした公文書2件を公開すべきである。

## 第2 異議申立ての経過

- 1 平成24年(2012年)4月6日、異議申立人は、長野県情報公開条例(平成12年 長野県条例第37号。以下「条例」という。)に基づき、別表「請求の内容」欄記 載の内容で公文書公開請求(以下「本件請求」という。)を行った。
- 2 平成24年4月20日、長野県知事(以下「本件実施機関」という。)は、本件請求に対して、別表「公文書の名称」欄記載の公文書8件を対象文書として特定し、そのうち、別表「公文書の名称」欄記載の番号7の公文書(以下「本件公文書1」という。)及び番号8の公文書(以下「本件公文書2」という。)について、「公開しない理由」欄記載の理由で非公開とし、そのほか6件の公文書を公開とする公文書一部公開決定(以下「本件決定」という。)を行い、異議申立人に通知した。
- 3 平成24年4月21日、異議申立人は、条例第7条第6号に該当することを理由に 非公開とした本件公文書1及び本件公文書2について、公開を求める旨の異議申 立てを行った。

## 第3 異議申立人の主張の要旨

異議申立人が異議申立書、意見書及び意見陳述で行った主張は、おおむね次のと おりである。

1 入札参加者としては、入札手続中においてミス等が判明した場合にはどのよう な対応をなすべきかを事前に承知していれば、そのような状態に陥ったときの対 応が容易であるし、また、県等の公共事業の発注者としては、入札参加者に周知 しておくことが公平である。

- 2 入札時のミスは県職員が起こすものであり、入札参加者は被害者である。県には、入札参加者に対して、どのようなルールにより入札が中止となるのかを明らかにする説明責任がある。ルールを公開すれば、こういうルールなので、この場合は該当するが、この場合は該当しないという説明ができる。
- 3 公開することによって事務的に影響が出るのは、いい加減なルールであるからであり、そのいい加減さを隠すために情報公開しないという理由は成り立たない。
- 4 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(以下「入札契約適正化法」という。)では、入札及び契約の過程に関する苦情を適正に処理する方策を定めなければならないことになっていることから、本件公文書1を非公開とすることは同法に抵触することにもなりかねない。
- 5 入札契約適正化法では、入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する情報の公表に関することを「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」(以下「適正化指針」という。)に定めなければならないことになっていること、また、入札及び契約の過程に関する苦情を適切に処理しなければならないことになっていることから、本件公文書2も公開しなければ、同法に抵触することになる。

#### 第4 本件実施機関の主張の要旨

本件実施機関が理由説明書及び意見陳述で行った主な主張は、次のとおりである。

- 1 異議申立人は、ミス等が判明した場合の対応を入札参加者に周知させておくことが公平であると主張しているが、「建設工事に係る受注希望型競争入札 入札 心得」(以下「入札心得」という。)第9条の入札の延期、取りやめ等において、ミス等が判明した場合の取扱いを入札参加者に周知している。
- 2 本件公文書1は、入札公告中に発見された設計書等のミス等への対応について、 基本的な方針をまとめたものである。入札参加者は、入札の公告期間中、設計図 書等の内容に疑義が生じた場合は所定の質問期間中に発注者に対し質問できる こととなっており、ミス等の内容が軽微な場合は、ミス等を修正の上、入札を継 続することとしている。本件公文書1を公開することにより、設計書等のミス等 への対応や設計額の修正により入札の継続ができる対象が分かると、入札参加者

が入札で有利な時期となるように入札時期を操作したり、入札を妨害する目的を持った者が、意図的に質問期間中に質問をせず入札書の提出開始後にミス等を指摘し、入札を中止させるといった行為が可能となる。その結果、入札契約事務手続きの円滑な執行が妨げられ、公平公正な競争により決定されるべき落札者との契約に支障をきたし、県及び応札者の財産上の利益を害するおそれがある。

- 3 本件公文書 2 は、予定価格の積算から入札公告を経て、契約に至るまでの間に 積算ミスが発見された場合の対応の流れを示したもので、判断方針の一部が記載 されており、本件公文書 1 と一体のものとして取り扱っている。内容が明らかに なると、入札参加者が入札手続きの継続や中止を意図的に行うことで、入札参加 者に有利になるような契約時期の延期が行われる可能性があり、入札契約事務手 続きの円滑な執行が妨げられ、公平公正な競争により決定されるべき落札者との 契約に支障をきたし、県及び応札予定者の財産上の利益を害するおそれがある。
- 4 異議申立人は、入札契約適正化法では、入札及び契約の過程に関する苦情を適正に処理する方策を定めることとされており、本件公文書1を非公開とすることは同法に抵触することになりかねないと主張する。しかし、本件実施機関では、「公共工事等における入札及び契約に係る苦情対応要領」(以下「苦情対応要領」という。)を策定しており、また、本件公文書1は、入札契約手続き中のミス等への対応に係る文書であって、入札契約適正化法が規定する苦情を適切に処理する方策には当たらない。
- 5 異議申立人は、入札契約適正化法では、入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する情報の公表に関することを適正化指針に定めなければならないと定め、また、入札及び契約の過程に関する苦情を適切に処理しなければならないこととされていることから、本件公文書2も公開しなければ、同法に抵触することになると主張する。しかし、本件実施機関では、適正化指針に定める入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する情報の公表を行っており、苦情対応要領において苦情を適切に処理する方策に関して必要な事項を定めている。また、本件公文書2に記載されている内容は、適正化指針が公表しなければならないとする事項には含まれない。

## 第5 審査会の判断理由

## 1 基本的な考え方

条例は、その第1条に定められているとおり、県民の知る権利を尊重し、公文 書の公開請求権を保障するとともに、情報公開の総合的な推進を図ることで県の 諸活動を県民に説明する責務を全うし、県民参加による公正で開かれた県政の一 層の推進に資することを目的に制定されたものである。条例の目的を実現するために、実施機関が保有する情報は原則公開とされており、条例の運用に当たってはこの理念が十分に尊重されなければならない。当審査会は、この基本的な考え方に沿って、以下判断するものである。

#### 2 本件公文書1及び本件公文書2について

本件公文書1は、余白を利用した決裁文書である「入札契約手続き中のミス等への対応について(通知)」に、参考資料として添付された「入札公告方式の変更に伴う留意事項について(通知)」、「受注希望型競争入札における入札公告等の改正について」、「入札契約の流れにおける設計書のチェック(参考資料)」、「受注希望型競争入札の不調案件への対応」によって編冊されている。

これらの文書のうち、「入札契約手続き中のミス等への対応について(通知)」は、建設部長が発注機関の長等に入札契約手続き中のミス等への対応を通知しようとしたもので、通知の趣旨、ミス等の発見の時期による対応や手続きなどが記載されている。

「入札公告方式の変更に伴う留意事項について(通知)」には、通知の趣旨、設計額の修正により入札の継続ができる対象、設計額の修正に伴う手続きや設計図書等の優先順位などの記載があり、「受注希望型競争入札における入札公告等の改正について」には、通知の趣旨、設計金額の修正に伴う公告期間の延長などが記載されている。

「入札契約の流れにおける設計書のチェック (参考資料)」には、設計書のチェックの流れや事務を行うに当たっての注記が記載されている。

「受注希望型競争入札の不調案件への対応」には、入札を行った際に応札がなかった場合、失格による不調となった場合及び入札参加者の全者が予定価格を上回り不調となった場合の事務の流れなどが記載されている。

なお、本件公文書 2 は、本件公文書 1 のうち、「入札契約の流れにおける設計書のチェック(参考資料)」と同一のものである。

#### 3 本件公文書1及び本件公文書2の非公開について

本件実施機関は、本件公文書1及び本件公文書2について、条例第7条第6号に該当することを理由に非公開としているので、その妥当性について以下検討する。なお、本件公文書1のうち、「入札契約の流れにおける設計書のチェック(参考資料)」については、本件公文書2と同一の文書であるため、本件公文書1の検討においては、検討を行わないこととする。

#### (1) 条例第7条第6号について

条例第7条第6号は、県又は国若しくは他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより当該事務又は事業の性質上、当

該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるものについて は非公開にできる旨を規定している。

条例第7条第6号の適用に当たっては、「公開することによる支障」の程度は、 名目的なものでは足りず、実質的なものでなければならず、「おそれ」について は、単なる確率的な可能性では足りず、法的保護に値する程度の蓋然性がなけ ればならないと解される。したがって、この規定の趣旨は実施機関に広範な裁 量権を与えるものではないことを踏まえて、本号への該当性の有無は、個別具 体的に判断されるべきである。

### (2) 条例第7条第6号該当性について

#### ア 本件公文書1について

本件実施機関は、本件公文書1の記載内容が明らかになると、入札参加者が 意図的に質問期間中にミス等の指摘を行わず、質問期間後にミス等を指摘し入 札中止させる行為が可能となり、入札契約事務の適正な遂行に著しい支障を及 ぼすおそれがあると主張し、本件公文書1を設計書等のミス等への対応が記載 された文書として全体を非公開としている。

本件公文書1には、受注希望型競争入札及び総合評価落札方式における入札 手続き中にミス等を発見した場合の対応や手続きなどが記載されているが、県 発注の建設工事に係る受注希望型競争入札の事務・審査については、「建設工事 に係る受注希望型競争入札実施要領」(以下「入札実施要領」という。)に定め られている。また、「総合評価落札方式実施要領」によると、総合評価落札方式 とは、入札実施要領等に基づく入札の一方式とされている。

なお、入札実施要領において、受注希望型競争入札は、入札・契約手続きの 透明性、公平性、競争性を一層高める目的を有する旨が記載されているが、受 注希望型競争入札に限らず、一般的に公共工事の入札及び契約手続きにおいて も透明性が求められている。

当審査会において本件公文書1の記載内容を確認したところ、本件公文書1のうち、次の(ア)から(エ)については、通知の趣旨や職員が事務を行う際の留意事項などの一般的な事務の手続きや事務の流れに関する記載、入札要領や入札公告及び受注希望型競争入札の手続きなどに関して寄せられた質問に対する回答をまとめた「受注希望型競争入札に関する質問・回答」で既に公表されている記載であり、公開しても事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるとまではいえない。

- (ア) 「入札契約手続き中のミス等への対応について(通知)」中、ミス等の発 見の時期に応じた対応が記載されている「記1」以外のすべての部分
- (イ) 「入札公告方式の変更に伴う留意事項について(通知)」中、設計額の修正により入札の継続ができる対象が記載されている「Ⅲ1設計額の修正に

より入札の継続ができる対象」以外のすべての部分

- (ウ) 「受注希望型競争入札における入札公告等の改正について」中、すべて の部分
- (エ) 「受注希望型競争入札の不調案件への対応」中、すべての部分

次に、本件公文書1のうち、(ア)から(エ)以外の部分について、個別に検 討する。

まず、「入札契約手続き中のミス等への対応について(通知)」の「記1」に ついて、検討を行う。

「記1」には、ミス等の発見の時期に応じた発注者の対応が記載されており、 質問期間中にミス等を発見した場合に、軽微なものは修正を行い入札公告期間 を延長して継続できる旨が記載されている。また、質問期間後にミス等を発見 した場合は、原則として、入札を中止し再度公告入札を行うこととなるが、ミ スが公平な競争を妨げないと判断されるもので、発注機関の長が入札を継続と する場合やミスを修正した結果でも落札者が変わらない場合は入札を継続でき ることなどが記載されている。

本件実施機関は、これらの対応が明らかになると、入札契約事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると主張するが、ミス等の発見の時期に応じた対応が記載されている「記1」については、以下の理由により本件実施機関の主張は妥当とはいえない。

- ① 仮に質問期間後のミスの指摘により入札が中止の対象となるとしても、発 注機関の長が入札を継続するか否かを判断することから、入札参加者が意図 的に入札を中止させるとまではいえず、「記1」を公開しても事務の適正な遂 行に著しい支障を及ぼすおそれがあるとまではいえない。
- ② 実際に積算ミスがあった場合には、入札参加者が入札を中止させる意図を 持ってミスを指摘したとしても、発注者はその意図を証明する手段を持ち得 ず、ミスの指摘を受け入れざるを得ない。したがって、意図的に入札を中止 させることができることを前提に事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすお それがあるとの主張は採用できない。
- ③ 「記1」に記載されているようなミス等の発見の時期に応じた対応は公表されていないものの、入札心得及び入札実施要領において、質問期間の前後で設計図書等の関係書類に不備があった際の対応が異なることが既に明らかにされ、質問期間後にミスを指摘することにより、入札が中止となり得ることは記載されていることから、「記1」を公開しても事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるとまではいえない。

次に、「入札公告方式の変更に伴う留意事項について (通知)」の「Ⅲ1設計額の修正により入札の継続ができる対象」について、検討を行う。

「入札公告方式の変更に伴う留意事項について(通知)」は、質問期間中に判明した積算ミス等のうち、軽微なものに関して、設計額を修正し入札公告を継続することができる場合の手続きなどを定めたものであり、どのような項目を満たすと入札を継続することができるかについて定めている部分が「Ⅲ1設計額の修正により入札の継続ができる対象」である。

当審査会において記載内容を確認したところ、設けられた6つの項目をすべて満たした場合に入札を継続することができるとされているが、設計額の修正が「設計額の10%程度以内のもの」という項目以外の5つの項目については、入札実施要領又は「受注希望型競争入札に関する質問・回答」に記載されているものと同様の記載であり、公開しても事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるとまではいえない。

また、「設計額の 10%程度以内のもの」という項目については公表されてはいないものの、「入札契約手続き中のミス等への対応について (通知)」の「記1」において述べた①及び②の理由と同様に、公開しても事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるとまではいえない。

なお、「入札契約手続き中のミス等への対応について(通知)」には、決裁時の印影及び連絡先に担当職員の職氏名の記載があり、「入札公告方式の変更に伴う留意事項について(通知)」には、連絡先に担当職員の職氏名の記載がある。これらの記載は、条例第7条第2号ただし書きウの職務の遂行に係る情報であって、公務員等の職及び氏名並びに職務遂行の内容に係る部分に該当するため、印影及び担当職員の職氏名については公開すべき情報である。

## イ 本件公文書2について

本件実施機関は、本件公文書2の記載内容が明らかになると、入札参加者が 有利になるように契約時期の延期などを行うことが可能となり、入札契約事務 の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると主張して、本件公文書2を 非公開としている。

本件公文書2には、入札契約における設計書のチェックの流れ及び事務を行 うに当たっての注記が記載されている。

設計書のチェックの流れには、予定価格の積算から工事竣工までの事務の流れが記載されており、どのような場合に発注者が設計書のチェックを行い、その結果、入札が継続となるか中止となるかが示されている。

まず、予定価格の積算から入札書開札前までの流れを見ると、質問期間中に ミスを指摘された場合には、発注者が設計書のチェックを行い、その結果、積 算ミスが軽微であれば、積算を修正し入札を継続できることが記載されている が、入札実施要領及び「受注希望型競争入札に関する質問・回答」において、 質問期間中に設計図書の表示誤りなどを発見した場合、軽微なものであれば修 正の上、入札を延期して継続できることが明らかにされている。

次に、入札書開札から工事竣工までの流れを見ると、設計書のチェックに用いる3点の基準に該当する場合又は落札候補者から予定価格に対して疑義が出た場合には、発注者が設計書のチェックを行い、その結果、積算ミスが判明し、落札候補者が変わると入札中止になることが記載されている。

入札の公平性を確保するためには、発注者が必要に応じて設計書のチェックを行うことは、一般的に想定できることであり、入札実施要領において、設計図書等の関係書類に不備があり、入札参加者の公正な入札が行われないと認められる場合は入札が中止となり得ることが明らかにされていることから、設計書のチェックの結果として、落札候補者が変わる場合には、入札が中止となるという設計書のチェックの流れは容易に推測することが可能と認められる。

したがって、設計書のチェックの流れについては、公開しても事務の適正な 遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるとまではいえない。

事務を行うに当たっての注記の記載内容のうち、文書の参照先に関する記載や落札候補者への説明方法に関する記載などは、一般的な事務の取扱いに関する記載に過ぎず、公開しても事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれが生じるとは考えられない。また、外部からの指摘や疑義に対して対応しないとする取扱いも記載されているが、この取扱いを知った入札参加者が入札中止や延期のために積算ミスの指摘をするとは考えられないことから、公開しても事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるとまではいえない。

#### (3) まとめ

以上のことから、本件公文書1及び本件公文書2は、条例第7条第6号に該 当するとは認められない。

4 その他の異議申立人の主張について

異議申立人のその他の主張は、いずれも審査会の判断を左右するものではない。

5 結論

以上のとおりであるから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第6 審査経過

平成24年(2012年) 5月9日 諮問 5月14日 審議 8月27日 理由説明書受領

9月5日 審議

12月17日 意見書受領

平成25年(2013年) 1月16日 審議

3月6日 異議申立人からの意見聴取、本件実施機関から の意見聴取及び審議

4月25日 審議

6月6日 審議

7月29日 審議

9月10日 審議終結

# (別表)

請求の内容	番号	公文書の名称	公開しない部分	公開しない理由
入札の中止の	1	建設工事に係る受注希望	なし	_
やり方、入札		型競争入札実施要領		
中止の判断す	2	建設工事に係る受注希望	なし	_
る基準を書い		型競争入札 入札心得		
たもの	3	建設コンサルタント等の	なし	_
		業務に係る受注希望型競		
		争入札実施要領		
	4	建設コンサルタント等の	なし	_
		業務に係る受注希望型競		
		争入札 入札心得		
	5	参加希望型競争入札 入	なし	_
		札心得		
	6	特例政令の対象となる建	なし	_
		設工事に係る一般競争入		
		札 入札心得		
	7	入札契約手続き中のミス	全部	長野県情報公開条例第7
		等への対応について		条第6号該当
				入札契約事務の適正な遂
				行に著しい支障を及ぼす
				おそれがあるため。
入札契約の流	8	入札契約の流れにおけ	全部	長野県情報公開条例第7
れにおける設		る設計書のチェック		条第6号該当
計書のチェッ				入札契約事務の適正な遂
ク				行に著しい支障を及ぼす
				おそれがあるため。